

## 各専門部会の委員について

道民の健康づくり推進協議会における委員長の決定に伴い、各専門部会の委員を次のとおりとします。

### 1 関係規定

#### 【道民の健康づくり推進協議会設置要領】

##### 5 専門部会の設置

- (1) 委員長は、必要があると認めたときは、専門部会を設置することができる。
- (2) 専門部会の委員は、委員長が指名する。
- (3) 専門部会は、委員長が招集し、委員長から付託された事項を協議する。

#### 【受動喫煙防止対策専門部会設置要領】

##### 3 組織

- (1) 専門部会は、道民の健康づくり推進協議会の委員及び必要に応じ召集する特別委員で組織する。
- (2) 部会には、委員の互選により部会長を置く。

##### 4 運営

- (1) 会議は、道民の健康づくり推進協議会設置要領5の(3)に基づき、道民の健康づくり推進協議会の委員長が招集する。
- (2) 略

#### 【地域・職域連携推進専門部会設置要領】

##### 3 構成

- (1) 部会は、15名以内の委員で構成し、道民の健康づくり推進協議会の委員及び地域保健、職域保健及びその他の関係機関・団体の関係者のうちから、必要に応じ召集する特別委員で組織する。
- (2) 略

##### 4 運営

- (1) 部会の会議は、道民の健康づくり推進協議会設置要領5の(3)の規定に基づき、道民の健康づくり推進協議会の委員長が招集し、主催する。
- (2) 部会には、委員の互選により部会長及び副部会長を置く。
- (3)～(4) 略

### 2 受動喫煙防止対策専門部会における委員構成について

昨期と同様の所属の委員を指名します。(鈴木氏のみ新規)

なお、北海道医師会から青木常任理事が特別委員として参画します。

| 区分   | 所属・職名                 | 氏名     |
|------|-----------------------|--------|
| 委員   | 札幌医科大学医学部 教授          | 大西 浩文  |
|      | (一社)北海道歯科医師会 常務理事     | 田西 亨   |
|      | (公社)北海道労働基準協会連合会 専務理事 | 鈴木 勤次郎 |
|      | 北海道市長会 事務局長           | 出井 浩義  |
|      | 北海道町村会 事務局長           | 山内 康弘  |
| 特別委員 | (一社)北海道医師会 常任理事       | 青木 秀俊  |

3 地域・職域連携推進専門部会における委員構成について  
 昨期と同様の所属の委員を指名します。

なお、特別委員として、次の13名が参画します。

| 区分   | 所属・職名                       | 氏名     |
|------|-----------------------------|--------|
| 委員   | (一社) 北海道歯科医師会 常務理事          | 田西 亨   |
|      | (公社) 北海道看護協会 副会長            | 深津 恵美  |
| 特別委員 | 北海道農業団体健康保険組合 常務理事          | 濱田 斉   |
|      | (一社) 北海道医師会 常任理事            | 荒木 啓伸  |
|      | (一社) 北海道商工会議所連合会 業務推進部 担当部長 | 小野 義浩  |
|      | 新ひだか町役場保健福祉部健康推進課保健指導係 係長   | 白浜 友可  |
|      | 北海道国民健康保険団体連合会 総務部 次長       | 田中 将義  |
|      | (公財) 北海道労働保健管理協会 産業保健部 部長   | 國澤 しおり |
|      | 北海道労働局労働基準部健康課 健康課長         | 十倉 正直  |
|      | 全国健康保険協会北海道支部保健グループ長        | 河合 圭   |
|      | 赤平市介護健康推進課 健康づくり推進担当主幹      | 藤井 充子  |
|      | 北海道商工会連合会 総務部長              | 星 圭司   |
|      | 健康保険組合連合会北海道連合会 常務理事        | 道端 和則  |
|      | 北海道産業保健総合支援センター 副所長         | 加藤 順一  |
|      | (公財) 北海道対がん協会 経営管理部企画課 課長   | 大向 博子  |